

広島県告示第七百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十六年十二月十五日までの間、縦覧に供する。

平成二十六年十二月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

福山沼隈線

三 道路の区域

区 間		新 旧	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
新	旧	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考	
〇 く 一五・一〇 一九・〇〇	〇 く 一〇・〇〇 一六・〇〇	四九・二〇	四九・二〇	拡幅	
福山市水呑町字洗谷四八二三番地先から 福山市水呑町字洗谷四八二七番地先まで					